

# 後期高齢者医療制度の保険料率が決定

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。

医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、保険料率を改定します。ご理解いただきますようお願いいたします。

## 平成22・23年度の保険料率(年額)

区分	保険料率	
	現行 (平成20・21年度)	改定後 (平成22・23年度)
被保険者均等割額	38,175円	<b>38,645円</b>
所得割率	6.85%	<b>7.18%</b>

※「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

## 新しい保険料額のお知らせ

平成22年7月に、新しい保険料の額をお知らせします。

### 年金から保険料をお支払いいただいている方は

- 平成22年10月の年金からのお支払い分から支払額が変更されます。
- 平成22年4、6、8月の年金からのお支払いいただく保険料の額は、現在と同額です。

※一部、変更となる方もいます。

### 口座振替や納付書により保険料をお支払いいただいている方は

- 新しい保険料は、平成22年7月のお支払い分から適用されます。

## 保険料が軽減される場合

平成21年度に引き続き、下記のとおり保険料が軽減されます。

### <所得の低い方の軽減>

- 世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、均等割額が世帯の所得水準に合わせて「9割・8.5割・5割・2割」のいずれかの割合で軽減されます。
- 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が**5割**軽減されます。

### <職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減>

- 資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった方は、均等割額が**9割**軽減され、所得割額は**免除**されます。

詳しくはお問い合わせください。

### 問い合わせ

保険年金課 後期高齢者医療係

☎ 65-0689 ☎ 63-4618

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 077-522-3013 ☎ 077-522-3023

滋賀県後期高齢者医療広域連合は、県内全市町で構成されており、後期高齢者医療制度を運営しています。

☎ 63-4618

☎ 65-0689

後期高齢者医療係

保険年金課

問い合わせ

●申請時に必要なもの  
領収書、被保険者証、  
振込口座番号、印鑑  
※被用者保険等からの  
高額療養費の返還や  
付加給付があった方  
はその明細書

市では、お子さんの健やかな成長とご家庭の経済的負担軽減のため、小中学生の方が入院されたときの医療費(保険適用分のみ)を助成しています。各支所または保険年金課で申請ください。

小・中学生の  
入院医療費を  
助成して  
います

## 4月1日から国民健康保険の被保険者証(保険証)が新しくなります

新しい保険証は3月末までに、各被保険者に届くよう簡易書留で郵送しています。

まだ保険証を受け取っておられない方は、保険年金課国保年金係まで連絡をしていただき、保険年金課または最寄りの支所へ、旧の保険証と印鑑を持って、受け取りに来てください。再郵送を希望される場合も、連絡をお願いします。

保険証を受け取られたら、加入者全員の保険証があるか、名前や生年月日に誤りがないか確認してください。

※お渡しする保険証にジェネリック医薬品お願いカードを同封しています。ご活用ください。

保険証は他人に貸したり、借りたり  
することはできません。

### 問い合わせ

保険年金課 国保年金係 ☎ 65-0688 ☎ 63-4618